

矢吹町社会教育委員の会議運営に関する規程 (昭和48年8月27日教委訓令第4号)

最終改正:

改正内容:昭和48年8月27日教委訓令第4号 [平成22年11月30日]

○矢吹町社会教育委員の会議運営に関する規程

昭和48年8月27日教委訓令第4号

矢吹町社会教育委員の会議運営に関する規程

- 第1条** 社会教育委員の会議（以下「会議」という。）には、議長及び副議長各1人を社会教育委員のうちから選挙する。
- 第2条** 議長及び副議長の任期は、社会教育委員の任期による。
- 第3条** 議長は、会議を主宰する。
- 第4条** 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行なう。
- 第5条** 会議は、教育長がこれを招集する。
- 2 教育長は、会議を招集するときは会議の日時場所及び会議に附議すべき事件をあらかじめ社会教育委員に通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、開会の日前3日までにしなければならない。
- 第6条** 会議は、定例会及び臨時会とする。
- 2 定例会は、1月、4月、7月及び10月に招集する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
- 第7条** 会議招集の通知後に急処を要する事件があるときは、第5条第2項及び前条第3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に附議することができる。
- 第8条** 社会教育委員は、会議において関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができる。
- 2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 第9条** この規程に定めるもののほか会議に必要な事項は、別にこれを定める。
- 附 則**
- 1 この訓令は、昭和48年9月1日から施行する。
- 2 矢吹町社会教育委員の会議運営に関する規定（昭和36年矢吹町教育委員会訓令第1号）は、廃止する。